

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

法定外災害補償規程

制定 平成18年4月1日 18規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員就業規則(18規程第1号)第61条、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員就業規則(18規程第2号)第61条及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ職員就業規則(18規程第3号)第53条に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(以下「産技研」という。)と期間の定めのない雇用契約を締結した職員(以下「職員」という。)、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対して行われる労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)に基づく補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく補償に加えて、産技研が行う補償(以下「法定外補償」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 この規程で定める法定外補償の実施については、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター理事長(以下「理事長」という。)がその責めに任ずる。

2 理事長は、この規程による法定外補償を受ける権利を有する者の請求に基づいて、法定外補償を実施するものとする。

(法定外補償)

第3条 産技研は、職員及び任期付職員対して、次に掲げる法定外補償を行う。

- 一 休業補償付加給付
- 二 傷病補償年金付加給付
- 三 休業見舞金
- 四 公務災害死亡見舞金
- 五 通勤災害死亡見舞金
- 六 公務災害障害見舞金
- 七 通勤災害障害見舞金

2 産技研は、ワイドキャリアスタッフ職員に対して、次に掲げる法定外補償を行う。

- 一 休業補償
- 二 休業援護金
- 三 公務災害死亡見舞金
- 四 通勤災害死亡見舞金
- 五 公務災害障害見舞金
- 六 通勤災害障害見舞金

(休業補償付加給付)

第4条 職員及び任期付職員が、業務上の災害又は通勤による災害により地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)から補償法第28条に定める休業補償を受けるときは、休業補償付加給付として、療養のため勤務することができない期間に応じ、休業補償の額(補償法第30条の規定に基づき休業補償が制限されて支給される場合にあつては、当該制限をされた後の額)の60分の20を支給する。ただし、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第5条に定める休業補償の金額が支給される場合にあつては、この限りでない。

(傷病補償年金付加給付)

第5条 職員及び任期付職員が、業務上の災害又は通勤による災害により、補償法第28条の2に定める傷病補償年金を受けるときは、傷病補償年金付加給付として、同条第2項に掲げる傷病等級に応じ、補償法第40条の規定により支給される傷病補償年金の額(補償法第30条の規定に基づき傷病補償年金が制限されて支給される場合にあつては、当該制限をされた後の額)又はその額が補償法附則第8条の規定により調整された後の傷病補償年金の額に、次の各号に掲げる率を乗じて得た額を支給する。

- 一 第1級 313分の52
- 二 第2級 277分の88
- 三 第3級 245分の120

(休業補償)

第6条 ワイドキャリアスタッフ職員が、労災法第7条第1項第1号に定める業務災害又は労災法第7条第1項第2号に定める通勤災害により、療養のため勤務することができないときは、その勤務することができない第3日目ま

で（以下「第3日目まで」という。）の期間につき、休業補償として、労災法第8条に定める給付基礎日額の100分の60に相当する額を支給する。ただし、第3日目までの期間中に、当該期間の賃金又は労災法第12条の8第1項第2号に定める休業補償給付若しくは第21条第二号に規定する休業給付の支給を受けた日がある場合は、その日は補償期間に算入しない。

（休業援護金）

第7条 前条の規定による休業補償を受ける者に対し、休業補償が支給される期間につき、休業援護金として、給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。

（休業見舞金）

第8条 休業見舞金は、職員が同一の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（以下「同一傷病」という。）により当該同一傷病の発生日から5年間に、第4条の規定による休業補償付加給付（以下「付加給付」という。）を31日（所定の勤務時間の一部について勤務することができない日を除く。）以上受けることとなった場合に、当該職員に支給する。

2 前項に規定する見舞金の額は、別表1に定める付加給付日数の各区分に応じた額とする。

（公務災害死亡見舞金）

第9条 公務災害死亡見舞金は、職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員が業務上死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

2 前項の見舞金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 職員及び任期付職員 3,000万円(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。))が適用される事案については、2,250

万円)

二 ワイドキャリアスタッフ職員 2,160万円(自賠法が適用される事案については、1,620万円)

3 第1項の見舞金を受けることができる遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける見舞金の額は、前項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(通勤災害死亡見舞金)

第9条の2 通勤災害死亡見舞金は、職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員が通勤により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

2 前項の見舞金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 職員及び任期付職員 1,500万円(自賠法が適用される事案については、1,125万円)

二 ワイドキャリアスタッフ職員 1,080万円(自賠法が適用される事案については、810万円)

3 第1項の見舞金を受けることができる遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける見舞金の額は、前項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 前二条に規定する見舞金(以下「死亡見舞金」という。)を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者であつて職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

- 二 子
- 三 父母
- 四 孫
- 五 祖父母
- 六 兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる者の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(公務災害傷害見舞金)

第11条 公務災害障害見舞金は、職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおったとき補償法別表に定める程度の障害が存する場合に、当該職員に支給する。

2 前項の見舞金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める別表の各等級に応じた額とする。

一 職員及び任期付職員 別表2(自賠法が適用される事案については、別表3)

二 ワイドキャリアスタッフ職員 別表4(自賠法が適用される事案については、別表5)

(通勤災害傷害見舞金)

第11条の2 通勤災害障害見舞金は、職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき補償法別表に定める程度の障害が存する場合に、当該職員に支給する。

2 前項の見舞金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める補償法別表の各等級に応じた額とする。

一 職員及び任期付職員 別表6(自賠法が適用される事案については、別表

7)

二 ワイドキャリアスタッフ職員 別表8(自賠法が適用される事案については、別表9)

(見舞金の額の調整)

第12条 休業見舞金の支給を受けていた者が、同一傷病により補償法第29条に規定する障害補償年金又は障害補償一時金を受けることができることとなった場合において、その後も休業見舞金が支給されたときは、その支給された見舞金は、前2条に規定する見舞金(以下「障害見舞金」という。)の内払とみなす。

2 障害見舞金を受けた者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに補償法別表中の他の等級に該当するに至った場合、又は障害見舞金を受けた者が同一傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から程度変更前若しくは死亡前の障害の等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。

3 障害のある者が、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害の等級に応ずる障害見舞金の額から加重前の障害の等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。

(法定外補償の打切り)

第13条 法定外補償を受ける職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員が、補償開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合は、この規則による付加給付を行わないことができる。

(法定外補償を受ける権利)

第 14 条 この規程による法定外補償を受ける権利は、職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員の離職又は休職によって変更されることはない。

(損害賠償の免責)

第 15 条 産技研は、この規程による法定外補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法 (昭和 22 年法律第 125 号) 又は民法 (明治 29 年法律第 89 号) による損害賠償の責めを免れる。

2 産技研は、法定外補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、付加給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において法定外補償の責めを免れる。

(委任)

第 16 条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。